

三  
葉  
草

て不平に堪へざるものゝ如し、民間の事情斯の如く女れば政府も亦甚だ之を悦ばず互に相反目して相近づくを得ず國會の會期は漸く切迫して官民の不調和は打てます／＼甚だしきを加へ今を去るふと十五箇月明治三十年の末に保安條例の急發の如きは實に頂上の椿事にして之を要する、官民調和を以て國會開設の準備とするときは開設約束の其時より保安條例の發令に至るまで我政治上に出現したる事相は往々準備の反対症と運動は又自から意外あるものにして近來は政府にも政黨の可さもの少あからざるが如し我輩は唯拙筆の微力と赤面して世運の滔々たるに驚くのみなりしが人事の運動は又自から意外あるものにして近來は政府にも政黨の節減の説を生じて頻りに其取締に忙しく隨て官海を體に資素の風を催ほして從前なれば車馬高樓文明の華に誇りし者も今は却て控目を主とし踏舞夜會などの盛事も自然と光明を失ふて一擲千金の沙汰は先づして稀あるよし甚だ妙ありと云ふ可し又政談等の事に就ても本年二月憲法發布の前後より頗る一面目を新にて調和の葉は政府の方より開け第一官吏に政談演説を許して朝野の説を交ふるの便利を生玄次て發布しさる憲法は公明正大或は我民智の度より比しては過ぎたりと稱す可き程より完全なるものにして國民の耳目を驚かせたり同時より大赦の恩典を以て國事犯罪人は悉皆其罪を赦され彼の十五ヶ月前に保安條例の爲めより退去を命ぜられたる者も一朝にして青天白日の身と爲りたるが如きは政略の變化とは申志ながら其劇しきみと嚴冬凜冽の夜に眠り翌朝早起して忽ち春暖晴明の天を見る者に似たり又近來に至りては後藤伯の入閣も其一事例にして伯が野に居て政府の主義に反対し政治上に於て現政府の人と不和なるは世人の普く知る所にして既より彼の保安條例急發の如きも後藤伯は退去の一名には非ずを随分危き者なりなど風聞せし程の次第なるに十五ヶ月の日子ふぞ靈妙不思議あれ一切の不和を溶解して其骨かりし伯が内閣の一大臣と爲り他の諸大臣と共に安全に至極あり

帝國憲法義解

## 帝國憲法義解（昨日の續）

Article LXIV.

The expenditure and revenue of the State require the consent of the Imperial Diet by means of an annual Budget.

Any and all expenditures overpassing the appropriations set forth in the Titles and Paragraphs of the Budget, or that are not provided for in the Budget, shall subsequently require the approbation of the Imperial Diet.

解ひ曰く日本臣民は法律の定むる所より従ひ納稅の義務を有するものあれども其納稅より際限のあるにて即ち法律の定むる所に従ふなり此條は益々その法意を擴張したものみて一國の國費と其の國民が支辨するは固より論を俟たざれども人の膏油を絞りて差出す金に使ひ先の分らぬ事や又豫算案に要求する丈けの民力なき事杯のありては出す人民の方も苦情勝なれば取る政府の方も困難なる可し殊よ君主特裁の國よりては己が驕奢に充る爲め時の民力も計らず漫々賦歛を重ふして人民の疲弊を致すと往々その例あり國民の困却ふの上もなき事みて法律の寛嚴は第二より措き先づ差當りふの塗炭を救濟するの策なる可らず民の私權を輕々に看過したる東洋諸國に在りては古來最も此實例に乏しからざる儀にて今日本全國民十中の八九が夢中に國會の開設を祈るも亦その中心は國會開設の曉國費儉約の備もあらんには將來幾分の負擔を軽くするの幸福もあるらんとの心持にて公權私權の一事は寧ろ第二に指て甚大切ならざる者の如し左れば此條の如きは一般國民の最も直接に最も熱心に注目する所にして今後幾多の論議を要する事なる可し餘事は擱き國家の歳出とは皇室經費を始めどし海陸軍備、外國交際、官吏の俸給、諸學校費等一切萬事政府より年々支出するの費用を謂ひ歳入とは地租、所得稅、酒造稅を始めとして免許、手數料、官渠、官有財產收入等都て年々政府の收入よ屬す可きものを謂ふあり是等の歳出は係るものと又之れよ總する歳入に係るものとを擱め算當して毎年の出入を

明治廿二年  
三月廿五日　内閣總理大臣伯爵黒田清隆  
○大藏省訓令第十一號　府縣(沖繩縣ヲ除ク)  
勅令第三十九號土地臺帳ハ從前之地分臺帳ヲ整理修補  
シ之ニ充ツヘシ  
府縣縣備置ノ附村地圖ハ自今縣廳郡役所ニ管理セシム  
ヘシ

明治廿二年  
三月廿六日　大藏大臣伯爵松方正義

○輸入米穀免稅期限　朝鮮國各港場に於て米穀輸入稅  
を免したる事は本月九日の電報欄内に掲載せしむ其免  
稅期限或は五月廿八日までと云ひ或は廿九日までと云  
ひ一日の相違あるか故に外務省より在同國京城本邦公  
使館へ問合せたる處五月廿九日の方正しき旨回答あり  
たり

は即ち此條の意  
起し得らる可し  
會が其の豫算案  
する時は政府は  
らず左れば政府  
金を使用す可ら  
く可らざるの金  
分の收斂に苦し  
條の手續を踏み  
支出は速も今の  
會の款項に超過  
前以ての極め通  
算の款項に超過  
てし。づ前以ての極め通  
跡形もなき降て  
に至らざる事も  
提出して議會の  
會がその支拂を  
務大臣に歸すべ  
解者曰く從來  
節の四科又分  
費何程と其の  
は内務本省費  
が又は衛生費  
は一層々々々  
内閣所管の部  
擧け其第一項  
一目に至れば  
理大臣幾許と  
超過し云々の  
議會よ提出し  
まりて目節み  
言へば大體又  
しは無用なり  
も欵項位又限  
らす英國の如  
張細節目まで  
重ねる又從ふ  
そ議するの必  
の整理果して  
り異論なかる  
會の款の部に  
ほ立入りて其  
と云ひ政府委  
にて冗費又非  
之よ論及せざ  
目節みると論  
乗じてその論  
も特宜に依り  
る所なり然れ  
あり只此目節  
す故又欵項に  
すべし習らく  
（參照）普魯西憲  
豫め計算して豫